

## 青森県土地開発公社建設工事及び建設関連業務最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県土地開発公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、最低制限価格とは地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格制度の対象は、公社が発注する建設工事及び建設関連業務の競争入札とする。

2 前項の規定にかかわらず、政令第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定する低入札価格調査制度及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける競争入札は、最低制限価格制度を適用しないものとする。

(建設工事の最低制限価格の設定)

第4条 建設工事の最低制限価格は、青森県建設工事及び建設関連業務最低制限価格制度事務取扱要領（令和3年9月2日青監第481号。以下「青森県取扱要領」という。）第4条に規定する額の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額が設計額の80パーセントに相当する額に満たない場合にあつては、当該80パーセントに相当する額）とし、その都度、理事長が設定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(建設関連業務の最低制限価格の設定)

第5条 建設関連業務の最低制限価格は、青森県取扱要領第5条に規定する額の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額が設計額の70パーセントに相当する額に満たない場合にあつては、当該70パーセントに相当する額）とし、その都度、理事長が設定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加希望者等への周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札参加希望者及び指名業者に対し、最低制限

価格を設定している旨を周知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、令和4年5月25日から施行し、同日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事及び建設関連業務の競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。